

白川町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第22号

白川町契約規則の一部を改正する規則

白川町契約規則（昭和40年白川町規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約書の作成)</p> <p>第26条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>2 <u>契約担当者は、契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、法第234条第5項の規定による総務省令で定める措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(契約書の作成を省略することができる場合)</p> <p>第27条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、契約書の作成を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(請書等の徴取)</p> <p>第28条 契約担当者は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書(当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下</p>	<p>(契約書の作成)</p> <p>第26条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書_____</p> <p>_____を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(契約書の作成を省略することができる場合)</p> <p>第27条 前条_____の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(請書等の徴取)</p> <p>第28条 契約担当者は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書_____</p>

改正後	改正前
<p>同じ。)その他これに準ずる書面を徴するものとする。</p> <p>(仮契約の締結)</p> <p>第33条 契約担当者は、白川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月白川町条例第3号)の規定により議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決を経て本契約を締結する旨を記載した契約書により仮契約(当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を締結しなければならない。</p>	<p>_____その他これに準ずる書面を徴するものとする。</p> <p>(仮契約の締結)</p> <p>第33条 契約担当者は、白川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月白川町条例第3号)の規定により議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決を経て本契約を締結する旨を記載した契約書により仮契約_____</p> <p>_____を締結しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。